

鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年12月28日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程の一部を改正する規程

鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程（平成21年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（保育対象児）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>病院長は、総務課（鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）第2条に規定する総務課をいう。）に勤務する職員の子のうち、保育対象児と同等の状態にあるものについて、院内保育施設に入所している保育対象児が定員に満たない場合に限り、保育対象とすることができる。この場合においては、病院に勤務する職員の子の院内保育施設の利用と同様に取り扱うものとする。</u></p> <p>（保育時間）</p> <p>第6条 <u>院内保育施設</u>の保育時間は、午前7時30分から午後6時までとする。</p>	<p>（保育対象児）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>（保育時間）</p> <p>第6条 <u>院内保育所施設</u>の保育時間は、午前7時30分から午後6時までとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。